

円滑な建築確認手続き等に係る

# 推 進 計 画 書

平成 22 年 6 月

上 田 市

## 1. 推進計画書の目的

本市においては平成 11 年に建築基準法の各規定の実効性の確保を目的に策定された「長野県建築物安全安心実施計画」を受けて、その目標達成に向けた施策の推進により完了検査率の大幅な向上等を達成しました。

しかし、構造計算書偽造問題の発覚や構造計算適合性判定制度の導入等により建築行政を取りまく環境は大きく変化している状況にあり、これらの課題に対応するため今年度新たに建築物安全安心実施計画を発展させ「建築行政マネジメント計画」を策定します。

本計画書は、この計画策定に先立ち平成 22 年 6 月 1 日の建築基準法施行細則の一部を改正する省令等の施行による建築確認手続き等の運用改善の実施を受けて、的確な確認審査を実施することを前提に、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取り組み方針を定めるものです。

## 2. 目標

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ的確な建築確認審査を実施することを目標とします。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認申請の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値（※1）について概ね 35 日以内を目指します。

※1 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行った物件を除いた平均値とする。

## 3. 現状の分析と課題

平成 22 年 5 月 31 日以前の本市における建築確認審査の状況は以下のとおりです。

### （１）審査体制

本市は、長野県で第 3 位の人口約 16 万人を有する長野県東部の中核都市であります。特定行政庁としての確認申請の審査は建築指導課で行っています。

### （２）事前審査制度

本市では実質的な事前審査を行うこととなる事前相談制度は導入していません。このため、事前相談制度を実施している他の特定行政庁と比較して確認申請後の補正事項が多い傾向にあります。

### （３）確認申請の種類別の状況

本市における平成 21 年度の確認申請の種類別の受付状況は表 1 のとおりです。木造住宅等の建築基準法第 6 条第 1 項 4 号建築物の割合が大きく、構造計算適合性判定を要する物件は僅か 3.7%に留まっています。

上田市の確認申請の種類別の受付状況（平成 21 年度）

（表 1）

|        | 適判物件 | 1～3 号物件<br>(非適判物件) | 4 号物件 | 建築設備 | 工作物  |
|--------|------|--------------------|-------|------|------|
| 件数 (件) | 10   | 34                 | 184   | 13   | 33   |
| 割合 (%) | 3.7  | 12.4               | 67.2  | 4.7  | 12.0 |

注) 「適判物件」は構造計算適合性判定を要する物件を、「1～3 号」及び「4 号」は建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 4 号を示す。

#### （４）確認審査に要する所要日数の把握及び分析

本市の確認審査における規模別の所要日数は表 2 のとおりです。

適判物件（法定期限 70 日以内）、適判物件を除く 1～3 号物件（法定期限 35 日以内）及び 4 号物件（法定期限 7 日以内）共に処理期限内の処理が来ています。

なお、構造計算適合性判定を要する物件は審査の総日数の過半を申請者側の補正に要しています。

上田市の確認審査に要する日数（平成 22 年 5 月 31 日以前）

（表 2）

|                    | 確認申請から確認済証の交付まで |       |          |       |      |       |
|--------------------|-----------------|-------|----------|-------|------|-------|
|                    | 確認(意匠等)審査       |       | 適判(構造)審査 |       | 合 計  |       |
|                    | 総日数             | 実審査日数 | 総日数      | 実審査日数 | 総日数  | 実審査日数 |
| 適判物件               | 36.9            | 16.3  | 41.0     | 22.6  | 77.9 | 38.9  |
| 1～3 号案件<br>(非適判物件) | 35.4            | 24.1  | —        | —     | 35.4 | 24.1  |
| 4 号案件              | 8.0             | 6.1   | —        | —     | 8.0  | 6.1   |

注) 「適判(構造)審査」は構造計算適合性判定審査を、「確認(意匠等)審査」はそれ以外の審査を示す。

注) 「総日数」は確認申請受付から確認済証の交付までの日数を、「実審査日数」は申請者側の補正に要する期間を除いた日数を示す。

#### （５）確認審査に長期間を要している物件の状況

本市における審査状況は（４）に示したとおり概ね適切に処理できている状況ですが、その中で審査期間が比較的長い物件の種類別の概要は以下のとおりです。

##### ① 構造計算適合性判定物件の状況

- ・ 高度な構造方法の適用による審査事項の増加
- ・ 大規模建築物における意匠及び設備関係規定の審査項目の増加
- ・ 難易度の高い建築物における申請者の補正に要する日数の増加

##### ② 建築基準法第 6 条第 1 項第 1～3 号物件（構造計算適合性判定物件を除く）の状況

- ・ 既存不適格建築物への増築に関する申請者側の理解不足
- ・ 添付図書の増加による各種図面の不整合の増加

### ③ 建築基準法第6条第1項第4号物件の状況

- ・既存不適格建築物への増築に関する申請者側の理解不足

※ 全ての種類の申請に共通する内容として増築申請における既存建築物の不適格内容の調査不足、他県の設計者による上田市建築基準法施行細則・長野県建築基準条例の認識不足が目立つ状況にあります。

### (6) 確認審査の流れ

構造計算適合性判定を要する物件で、意匠と構造の大幅な齟齬が無い等の一定条件を満たすものは、既に平成21年6月20日より実務レベルで並行審査を実施しています。

### (7) 確認審査の体制

本市は地区別担当による審査体制を実施しており、基本的には意匠、構造及び設備審査を主担当が行っています。

なお、審査担当は建築基準法における中間検査及び完了検査のほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定審査、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定審査、エネルギーの使用の合理化に関する法律の届出審査、浄化槽法の届出審査、長野県福祉のまちづくり条例の届出審査及び駐車施設の附置等に関する条例の審査等の多岐にわたる業務を担当しています。

なお、担当の審査終了後は、他職員が審査を実施し2～3重チェックの体制としています。

### (8) 相談制度

(2) で示したとおり実質的な事前審査を行う事前相談制度は導入していませんが、申請者側からの建築基準法の取扱いに関する個別相談、打合せには努めて応じています。

### (9) 審査担当者会議における連携、統一化

長野県特定行政庁連絡協議会において、事例研究等を行い、審査のばらつきの防止等の統一化を図っています。

※ 長野県特定行政庁行政庁連絡協議会・・・長野県内の各特定行政庁及び指定確認検査機関により構成

### (10) 確認審査に要する期間の短縮のための取組み

実務レベルにおける構造計算適合性判定の平行審査を平成21年6月20日から採用しています。

補正内容が極めて軽微な場合は建築基準法第6条第13項の「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を用いるまでもなく、補正内容の程度に応じた適切な処理方法を既に採用しています。

## 4. 建築確認審査の迅速化・円滑化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて取り組み方針を以下のように定めます。

### （１）補正箇所の少ない申請書作成の支援

上田市建築基準法施行細則・長野県建築基準条例の広報を行います。

建築行為に伴う諸手続きが分かるチラシを作成し、ホームページによる公表や窓口配付を行います。

### （２）確認申請の受付方法

確認申請に必要な添付書類等をまとめた「建築確認 自己チェックリスト」を作成のうえホームページに公表することにより、申請者の自己チェックを促します。

確認申請の受付の時点で、申請図書、添付書類に大きな欠落がないかの確認を実施します。

### （３）確認申請の審査等の実施方法

審査は意匠及び構造等の審査を並行して総合的に実施します。

なお、申請書全体の審査が終了してから補正等の指示を行うことを原則としますが、迅速化のために意匠、構造別に補正の手続きを行った方が適切な場合は、全体の一部であることを明確にしたうえで個々に補正等の指示を行うこととします。

この際の補正等の書面の交付、法定通知の方法及び審査期間の考え方等については、一般社団法人 新・建築士制度普及協会が発行した「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとします。

指摘事項の連絡は、申請者側と連絡を密にし、すみやかに行います。

### （４）構造計算適合性判定等の並行審査の実施

構造計算適合性判定を要する物件については、これまで以上に積極的に並行審査を行うこととし、意匠・設備設計が構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認したうえで、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施します。

構造計算適合性判定を要する物件を受付けた際は、直ちに建築計画の概要を構造計算適合性判定機関に連絡し、速やかに判定に移行できるよう十分な調整や情報交換を行います。

また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行います。

### （５）建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

建築確認円滑化対策連絡協議会を活用し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における積極的な情報交換や意見交換を行い円滑な確認審査に努めます。

### （６）その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

建築主事が、物件毎の審査の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう必要に応じて審査体制や審査方法について、構造計算適合性判定機関と十分な調整を図りつつ改善します。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定めます。

### (1) 物件毎の進捗管理

円滑な確認審査の推進のため、確認図書の受付時から、物件毎の審査状況の進捗管理を適切に行います。

審査に時間を要する大規模物件、特殊物件については、受付後先ずその審査の迅速化に向けた対応策を検討します。

月毎に各物件の審査状況、平均総審査日数及び平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法の改善方法について検証します。

### (2) 審査員の技術力向上の取り組み

審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に講習会、研修会等へ参加します。

### (3) 審査内容の統一化の取り組み

建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換、意見交換の場を設けます。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行います。

日本建築行政会議や長野県特定行政庁等連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図ります。

長野県特定行政庁等連絡協議会を活用し、県機関内及び県内の各特定行政庁との運用の均一化を図ります。

長野県内における建築基準法関係の行政例規を整備し、迅速かつばらつきの無い審査が出来る仕組みを構築します。

### (4) 関係機関との調整

都市計画法所管部署、道路管理者及び水路管理者など建築基準法に不可欠な事務を行っている関係機関と調整会議等を実施し、審査の迅速化、円滑化に取り組みを行います。

### (5) 審査への要望・意見の受付

確認審査における要望・意見については、窓口、電話及び電子メールにより適宜受け付けます。

受付けた要望・意見は内容を検討のうえ、審査担当者が共有できるようにします。

## 6. その他

### (1) 推進計画書の公表

この推進計画書は市ホームページ等を用いて公表します。

### (2) 推進計画の見直し

今後「建築行政マネジメント計画」の進捗状況により、内容に変更の必要性が生じた場合には見直しを行います。

また、本計画内容が効果的な方法に変更できる場合は見直しを行います。